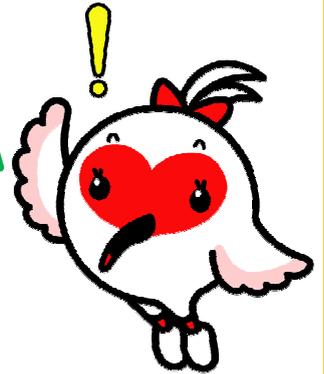




食品添加物のルール と県の対応

食品添加物には、
使用と表示のルール
が定められているよ



使用のルール

- **健康を損なうおそれがないもの**として、**厚生労働大臣が定める添加物だけが使用**できます。
- ソルビン酸(保存料)など、対象の食品や使用量が制限される添加物もあります。

表示のルール

- 原則として、使用した**全ての添加物を**容器包装に表示します。



県では、食品検査と食品営業施設への立入を行っています。

食品の検査

昨年度実績

年間 **486** 検体



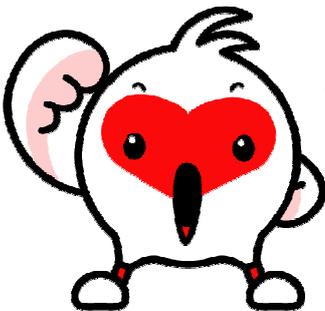
検査で確認しているよ

- ・表示どおりの添加物が入っているか
- ・使用量は適当か

食品営業施設への立入

昨年度実績

年間 **44,328** 回



工場に行って確認しているよ

- ・添加物が正しく使われているか
- ・正しく表示されているか